

川崎市発達相談支援事業実施要綱

平成31年 4月 1日

31川ここ福第172号

市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）発達障害者支援法（平成16年法律第167号）、厚生省児童家庭局長通知「母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日発出児発第934号）」に基づき、乳幼児の健康の保持及び増進、並びに発達障害等の早期発見及び早期療育を目指し、各区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）において実施する発達相談支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象者及び指導内容)

第2条 発達相談支援事業は、川崎市内に居住する第6条から第9条に掲げる者及び地域みまもり支援センター保健所支所長（以下「保健所支所長」という。）が特に必要と認めた者を対象に、乳幼児の発育・発達上の課題について、対象者の状況に応じ必要な相談、助言、指導、支援等（以下「発達相談支援」という。）を行うものとする。

(発達相談支援を実施する者)

第3条 発達相談支援を行う者は、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士、心理相談員、体育指導員、保育士、その他乳幼児の相談支援について専門的知識を有し適切な相談支援を行うことができる者（以下「支援者」という。）とする。

(他の母子保健事業及び関係機関との連携)

第4条 支援者は、必要に応じ、他の母子保健事業における保健指導及び訪問指導等

を効果的に活用し、乳幼児及び保護者の継続支援を行うこととする。

2 支援者は、発達相談支援を実施するに当たり、必要に応じて、療育機関、医療機関等の関係機関との連携に努め、円滑に継続的な支援に繋げていくものとする。

(事業内容)

第5条 支援者は、第1条の規定に基づき、次の各号に掲げる発達相談支援を実施する。

- (1) 育児相談
- (2) 乳幼児特別相談
- (3) 発達相談支援教室
- (4) 幼児相談

(育児相談)

第6条 母子保健法第9条及び第10条に基づき、乳幼児とその保護者を対象に、次の各号に掲げる項目に関して、支援者は個別に相談及び助言等を行う。

- (1) 乳幼児の発育・発達に関すること。
- (2) 育児（栄養、歯科等を含む。）に関すること。
- (3) 保護者の健康及び生活習慣に関すること。
- (4) その他養育上必要と認められる事項に関すること。

(乳幼児特別相談)

第7条 母子保健法第10条に基づき、乳幼児の疾病や発育・発達上の経過観察が必要と思われる乳幼児を対象に、小児科医は診察及び助言、相談及び経過観察を行うとともに、保健師及び栄養士は個別相談を行う。

2 医師は、乳幼児特別相談を実施するに当たり、必要に応じて、医療機関への紹介状の発行、療育機関への紹介等を行う。

(発達相談支援教室)

第8条 母子保健法第10条及び発達障害者支援法第5条に基づき、発達上の課題を有すると思われる概ね1歳6か月以上の幼児及び生活リズム等の養育環境の改善が

必要な家庭の保護者を対象に、親子遊び及び集団遊びの体験を通じて、助言、相談等を行うとともに、グループワーク等を通して乳幼児の健やかな成長について学ぶ機会を提供する。

- 2 支援者は、発達相談支援教室を各区の状況に応じて開催頻度、規模、プログラム等を調整するなどして実施することができる。

(幼児相談)

第9条 母子保健法第10条及び発達障害者支援法第5条に基づき、発達上の課題を有すると思われる等の幼児及びその保護者を対象に、心理相談員が幼児の発達に関する個別相談を行う。

- 2 保健師は、保護者と同室にて遊びを通し幼児の行動観察を行い、精神発達状況の確認を行う。

- 3 支援者は、幼児相談を実施するに当たり、必要に応じて、医療機関や療育機関等関係機関への紹介等を行う。

(謝礼金)

第10条 市長は、第7条から前条までに掲げる発達相談支援事業の実施に当たり、別表に定める謝礼を支給するものとする。

(記録の整備等)

第11条 支援者は、発達相談支援を実施した場合は、対象者の出欠席及び参加状況を母子保健情報管理システム及び児童相談システムに入力するとともに、速やかに所長に報告するものとする。

(報告)

第12条 保健所支所長は、翌月末日までに、こども未来局長に前条に基づく報告を行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(川崎市ちびっ子健康教室実施要領の廃止)

2 川崎市ちびっ子健康教室実施要領（昭和60年3月1日施行）は、廃止する。

別表（第10条関係）

事業	種別	謝礼金
		(消費税及び地方消費税を除く。)
乳幼児特別相談	小児科医師	21,400円
発達相談支援教室	心理相談員	15,300円
	体育指導員	11,600円
幼児相談	心理相談員	15,300円